

体験型観光プログラムイベント「ひがしおおさか体感まち博2018プレ」 にかかる広告宣伝等業務仕様書

本仕様書は、一般社団法人東大阪ツーリズム振興機構（以下、「機構」という。）が企画実施する体験型観光プログラムイベント「ひがしおおさか体感まち博2018プレ」にかかる広告宣伝等業務（「本業務」という。）に関して委託を行うにあたり、必要となる基本的事項について定める。

1. 委託業務名

体験型観光プログラムイベント「ひがしおおさか体感まち博2018プレ」にかかる広告宣伝等業務

2. 業務目的

体験型観光プログラムイベント「ひがしおおさか体感まち博2018プレ」の実施にあたり、東大阪市民のみならず、東大阪市以外からの誘客を図るため、効果的に広告宣伝を行うことを目的とする。

3. 業務内容

(1) ポスター掲出

- ①東大阪市へのアクセス拠点となる主要駅や乗換駅の改札口、出入口、コンコース等へのポスター掲出
- ②東大阪市へのアクセス拠点となる主要駅や乗換駅に設置されたデジタルサイネージ等の広報媒体への広告掲出
- ③その他、業務目的に照らして有効と考えられる拠点や施設における広告掲出等

(2) パンフレット配架

- ①東大阪市へのアクセス拠点となる主要駅や乗換駅に設置されたパンフレットラックへの配架
- ②東大阪市内及び周辺駅に設置されたパンフレットラックへの配架
- ③その他、業務目的に照らして有効と考えられる拠点や施設におけるパンフレット配架

(3) 効果的な広報宣伝にかかる企画調整等

- ①(1)及び(2)の業務に関して、掲示や配架にかかる申請等の手続代行
- ②掲示や配架を行う広報媒体の部数の配分調整
- ③掲示や配架を行う時期や期間の調整
- ④その他、業務目的に照らして有効と考えられる広報宣伝の企画実施
- ⑤当該業務の実施にかかる有効性の検証および改善提案等

4. 業務内容に関する前提条件、留意事項等

- ①当該業務の前提となる体験型観光プログラムイベント「ひがしおおさか体感まち博2018プレ」の開催期間は、平成30年10月13日（土）～平成30年11月25日（日）である。
- ②当該業務の前提となる体験型観光プログラムイベント「ひがしおおさか体感まち博2018プレ」の開催場所は、東大阪市内全域であるが、その主たるアクセス路線については、「近鉄奈良線」、「近鉄大阪線」、「地下鉄中央線・近鉄けいはんな線」、「JR学研都市線」、「JRおおさか東線」を想定している。
- ③ポスターやパンフレット等の広報媒体については、協議の上、機構が必要部数を作成し、支給する。
- ④業務内容（1）～（3）にかかる経費の配分については、業務目的に照らして最も有効と考えられる方法を前提に提案を行うこと。想定される必要部数、及び掲示または配架場所についても、提案書に記載すること。

5. 履行期間 契約締結日より平成30年12月25日まで

6. 再委託の制限等

受託者は、本業務の全部または一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を再委託することについて、事前に書面にて機構の承認を得た場合は、この限りではない。

7. 個人情報の取扱い

- ・受託者は個人情報の収集や利用、管理については、「個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）」及び「一般社団法人 東大阪ツーリズム振興機構個人情報保護規程（平成28年10月3日）」の趣旨を踏まえ、特に次の諸点に留意するなどこれを遵守しなければならない。
- ・個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、機構が必要と認める範囲内で収集すること。
- ・収集した個人情報を本事業の目的以外の目的で利用したり、他の者に提供したりしないこと。
- ・個人情報の取扱者を限定するとともに、業務を行う中で知り得た情報を他の者に知らせ、又は不当な目的に利用することがないように徹底するとともに、再委託を行う場合は受託者にも同様の取り扱いを遵守させること。
- ・収集した個人情報は、漏えい、滅失、棄損等を防止するなど、安全確保の措置を講ずること。
- ・保有する必要のなくなった個人情報については、確実かつ速やかに廃棄又は消去すること。

8. その他

- (1) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、機構と打合わせを行い、誠意をもって業務を遂行すること。
- (2) 業務の遂行にあたり、第三者との間に発生したトラブルに対しては、責任をもって対処すること。なお、トラブルについては直ちに機構へ報告すること。

- (3) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、機構及び受託者が協議のうえ定めるものとする。
- (4) 機構は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、受託料の範囲内において仕様書の変更に応じること。
- (5) 見積書作成にあたっては、仕様書の項目に準じた明細を作成し、単価等を明示すること。

9. 成果品等

実施完了報告書、関係資料（広報宣伝を実施した施設や数量に関する一覧、広報宣伝の実施状況が分かる写真等）